

でんさい[®]の 利活用

「でんさい[®]」は株式会社全銀電子債権ネットワークの登録商標です。

1 利活用(請求者Ref.No)

- でんさいの発生・譲渡時には、請求者Ref.Noとして、任意の英数字(40桁)を入力することが可能です。
- 請求書番号などを入力することで、何の支払であるかの確認が容易になります。

〈債務者(支払企業)から債権者(受取企業)へ送るでんさい情報のイメージ〉



X社
(債務者)

債権金額	10,000,000円
支払期日	20xx年9月30日
債務者情報	X社
債権者情報	Y社
Ref. No	40桁の英数字(任意) →請求書番号などを入力



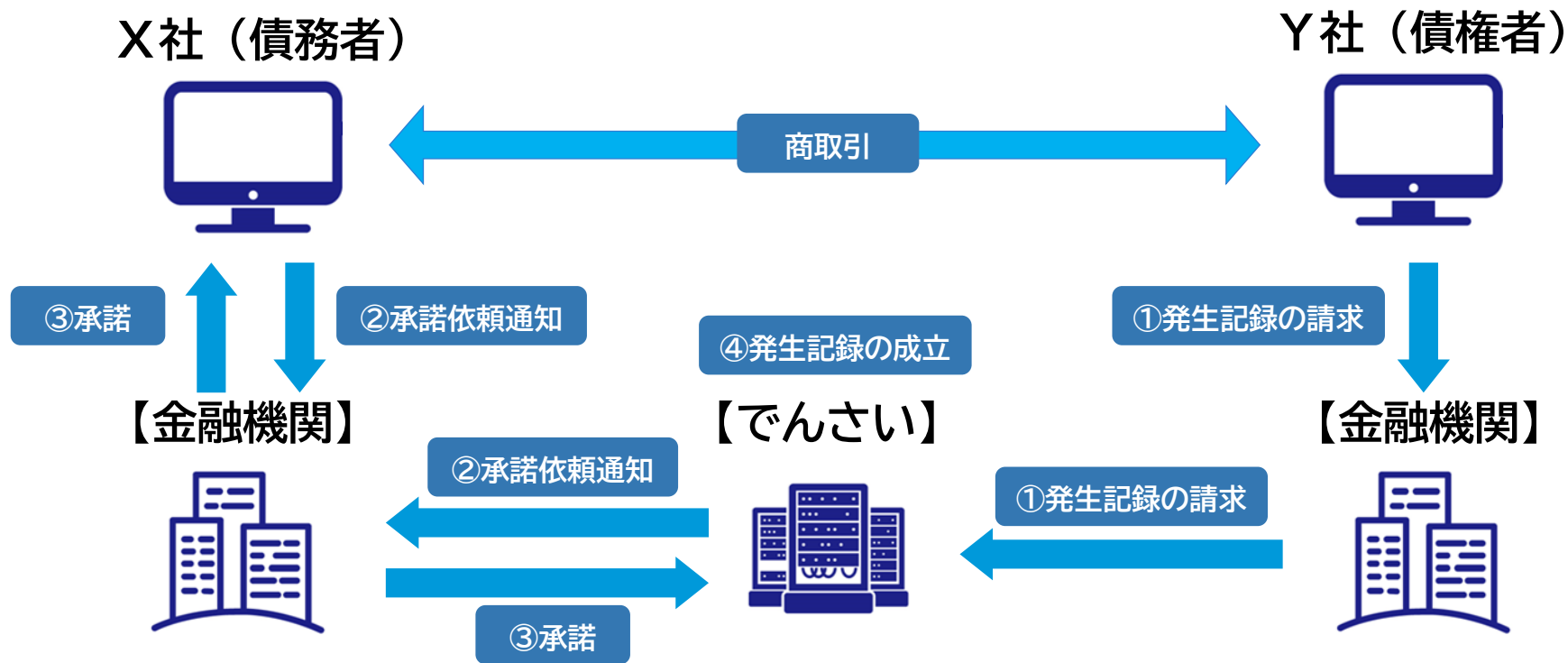
Y社
(債権者)

- ・ Y社(債権者)は、請求書番号が付随していることで、消込が効率化できます。また、複数の商取引(請求書)を1つのでんさいで発生させた場合でも消込に迷いません。
- ・ X社(債務者)も、どの商取引の支払かあとから簡単に確認できます。

1 利活用(債権者請求方式)

- 債権者請求方式とは、でんさいの発生記録請求を、債権者が請求し、債務者が承諾する方式です。

〈債権者請求方式の取引イメージ〉

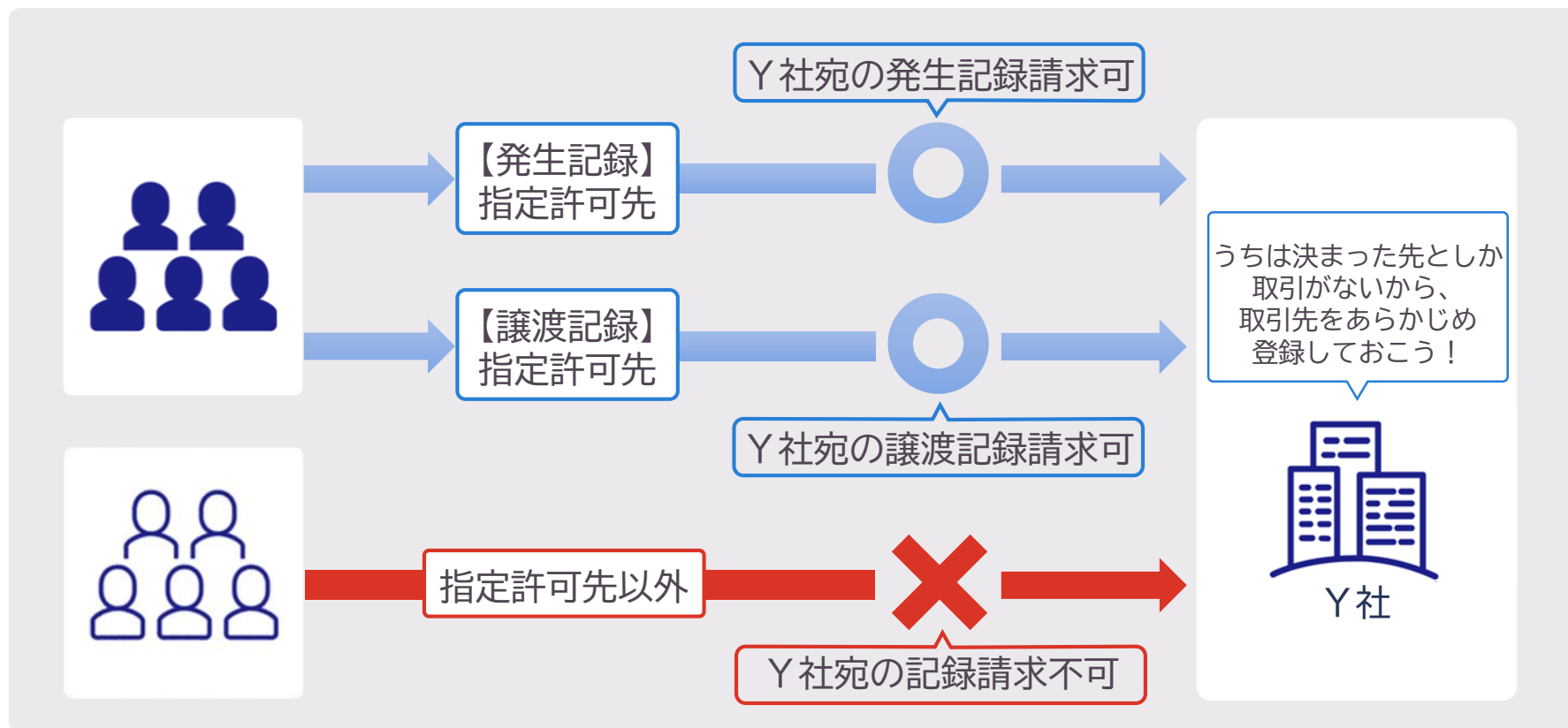


否認または未承諾で5銀行営業日経過⇒発生記録不成立

- ・ 支払企業 (X社、債務者) は、でんさいの発生忘れの防止ができます。
- ・ 受取企業 (Y社、債権者) は、自らでんさいの発生を管理できるため、消込負担がなくなります。

1 利活用(指定許可機能)

- 記録請求を受ける相手方を限定するため、「指定許可機能」があります。この機能により、取引先以外からの誤請求を防止することができます。



※金融機関により取扱可否が異なります。利用にあたっては、事前に「指定許可先」を登録しておく必要があります。

1 利活用(期日振込との比較)

〈対応例(9月分の請求金額の資金決済を11月末に行う場合)〉



※振込予約可能期間は金融機関によって異なります。

支払期日の7営業日前までに発生記録請求を行う必要があります。


受取企業で、でんさい入金に係る手数料が生じる場合(金融機関によって異なります)があります。

- ・支払企業は、早期処理(業務効率化)が可能です。
- ・受取企業は、支払内容の確認と早期資金化が可能です。

1 利活用(残高証明書)

株式会社〇〇社 様
【利用者番号】123456789

電子記録債権に係る残高証明書

株式会社全銀電子債権ネットワーク 

貴社を電子記録債権に係る当事者、株式会社全銀電子債権ネットワークを電子債権記録機関とする、「でんさい」の金額(残高)および件数は下記のとおりです。
なお、本残高証明書は、でんさいネットシステムの記録原簿に記載されている、「でんさい」の残高および件数を証明するものです。本残高証明書に掲載される残高および件数の留意事項につきましては、裏面「電子記録債権に係る残高証明書に関する留意事項」をご参照ください。

記

1. 基準日
2016年12月31日

2. 残高証明の対象となる決済口座
A銀行B支店
当座 0011223

注)一つの利用契約に複数の決済口座が登録されている場合でも、一つの決済口座情報のみ掲載しています(次ページ以降についても同様となります)。

3. 残 高

(1)債権残高	件数合計	2件
	残高合計	300,000,000円
(2)債務残高	件数合計	1件
	残高合計	200,000,000円
(3)電子記録保証残高	件数合計	1件
	残高合計	100,000,000円
(4)特別求償権残高	件数合計	1件
	残高合計	50,000,000円
(5)求償権残高	件数合計	0件
	残高合計	0円

以 上

- 「残高証明書」を利用することで、**基準日の残高確認が容易**となります。
- 「残高証明書」には、基準日時点でお客様が債権者・債務者等として記録されている**「でんさい」の合計件数・金額等**を掲載しています。

※手形の場合、振出分について手形帳の控えを集計し、受取分については取立手形の残高証明書を取得する必要があります。